



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### 隠し口座に要注意！

国税庁が発表したデータによると、「海外取引をしている・または海外資産を有する納税者に対する税務調査一件あたりの申告漏れ所得金額」は、「すべての納税者に対する税務調査一件あたりの申告漏れ所得金額」に比べて2倍近くになっています。これは、税務当局側にとって海外がらみの納税者に対する税務調査は効率が良いものといえます。

日本が各国と締結している租税条約には情報交換制度もあり、当局はこの制度を活用して海外関連の調査をますます強化する姿勢を見せています。また、更なる情報の把握を目指すべく、新たな制度も発足しようとしています。

平成29年1月1日以後、銀行や証券会社等の金融機関に新たに口座開設等する者は、その者の居住地国にかかわらず、住所や居住地国を記載した届出書を金融機関に提出することが義務付けられます。そして、前述の情報交換制度に基づき、国税庁は非居住者に係る金融口座情報を取りまとめ、各国の税務当局に情報提供を行います。一方で、日本の居住者に係る海外口座情報についても、各国の税務当局から国税庁に対し情報提供が行われます。提供される内容は、氏名や住所、居住地国に加え、口座残高、各口座の利子や配当等の年間受取総額、有価証券の譲渡金額等となります。

富裕層の方々はスイスに「隠し口座」を持っているらしい（思い込み？）ですが、今後は日本の税務当局はこうした口座の残高等の情報を、要請することなく自動的に得ることができるようになるのです。この情報から申告内容の正確性の検証を行うこともできるので、例えば口座残高が大幅に増加していればその要因を探り、そこに申告もれの可能性があれば勇んで乗り込んでくることでしょう。

今まで、「どうせ海外のことだからバレないだろう」とたかをくくり、無申告のままいた人もいるかもしれませんが、そういった人たちへ対する牽制としても効果がありそうです。税務コンプライアンスに対する知識、理解がますます求められる時代になってきています。

### 罰金について考えてみました

皆様は、罰金について考えたことはあるでしょうか？

考えたこともないと思うのですが、結構厳しい制度なので知っておいてください。

延滞税は、納付期限から実際に納付した日まで課税されます。

納付した日が、納付期限の翌日から2月以内だと、年2.8%（原則年7.3%であるが特例として年度ごとに決められる。）、2月経過以後だと、年9.1%（原則年14.6%であるが特例として年度ごとに決められる。）です。

また、あまり知られていませんが、例えば確定申告してから2年後に申告漏れが発覚して修正申告を行った場合に、延滞税は2年分課されるかという点、1年分が限度となります。

ただし、もしこの申告漏れが重加算税の対象となる事案となった場合、1年という期間の限度がなくなり2年分課せられるのです。つまり、納付するまでずっと延滞税がかかってくるのです！

では、重加算税が課せられる場合とは、どのような場合なのでしょう？

「所得や税額の計算のもとになる事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装した場合」が対象です。例えば、二重帳簿や帳簿書類の破棄又は隠匿（隠すこと）、本人以外の名義又は架空名義で取引を行うなど、誰が聞いても悪質だとわかる事実はもちろんですが、所得の源泉となる資産を本人以外の名義によって所有していることも対象です。例えば父親が子供のためにと子供名義で預金や株式、不動産を保有して本人の所得として申告していない又は過少申告していたなど、子供のためにと思ってやってしまったことも対象となる可能性があります。

重加算税の対象となるかならないかの判断には、故意（わざと）又は過失（誤り）を問いません。従って、その申告漏れの事実を税務署がどのように判断するかにかかっているという側面があるので、これは非常に怖いのです。税務調査の担当者の心証によるわけですから、同じ事実に対して公平な判断がされているかという点、疑問です。重加算税って怖いんですね。